

## 6. 地域保健対策について

地域保健対策については、地域の実情に即した具体的施策を推進していただいているが、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止、違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可業者等に対する規制の強化など、地域保健をめぐる環境は大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、地域保健対策の推進のために、一層の体制整備等を図っていくことが重要である。

また、都心部や南海トラフ地域等で懸念されている大規模地震や豪雨を始めとする自然災害や新興・再興感染症への対応など、緊急時における国民の健康管理は地域保健対策の重要な課題の一つであり、引き続き地域の健康危機管理対策の取組を推進することが重要である。

このため、各地方公共団体におかれては、保健衛生部局における役割分担の明確化や休日・夜間を含めた情報の収集、伝達体制の整備に努めるとともに、保健所と本庁、地方衛生研究所等の関係機関・団体との連携について、一層の強化をお願いする。

### (1) 健康危機管理対応について【資料6-1～6-7】

#### (保健所等における健康危機管理体制の確保)

保健所等の健康危機管理体制の確保については、平時からの体制づくりが重要である。「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）や「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」（平成13年3月30日付け健総発第17号厚生労働省健康局総務課長通知）、「保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について」（平成20年2月15日付け健総発第0215001号厚生労働省健康局総務課長通知）に基づき、各保健所等においては、引き続き地域の健康危機管理の拠点として、体制の確保に万全を期されるよう改めてお願いする。

#### (災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について)

平成28年熊本地震の検証結果を踏まえて発出された「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成29年7月5日付け5部局長連名通知）において、必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいとされた。これを受け、被災都道府県の保健医療調整本部、保健所の指揮調整機能等への支援のために応援派遣される「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」を制度化し、平成30年3月に「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」（平成30年3月20日付け健健発0320第1号厚生労働省健康局健康課長通知）を発出したところである。昨年7月の令和2年7月豪雨においては、熊本県より要請があり、厚生労働省が調整を行い、長崎県、佐賀県等6県1指定都市から応援派遣に御協力をいただいた。

また、制度化に先行し、平成 28 年度から、国立保健医療科学院の健康危機管理研修と地域保健総合推進事業において支援チーム養成のための研修を開始しており、4 年間で基礎編は 2, 3 6 2 人が受講し、高度編は 3 4 9 人が受講した。また、令和 2 年度は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、特別編としてオンラインで実施し、2 3 3 人が受講した。本研修に参加するための旅費については、地域健康管理体制推進事業の補助対象となっているので、各地方公共団体におかれては、本補助制度を活用して、積極的な研修の受講による人材養成をお願いする。

### (災害時の事務連絡について)

今年度も令和 2 年 7 月豪雨や台風、12 月の大雪など、多くの自然災害が発生した。このような自然災害においては、避難所での健康管理やエコノミークラス症候群の予防を的確に行うとともに、特に夏場においては熱中症予防にも警戒が必要である。

厚生労働省では、自然災害の発生に伴い必要となる避難者の健康管理に係る事務連絡について都度発出しているため、適宜ご参照願いたい。

- ・「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について（令和 2 年 9 月 7 日）
- ・避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について（令和 2 年 12 月 18 日）
- ・被災地における熱中症予防について（周知依頼）（令和 2 年 9 月 7 日）

※日付については直近の発出日

## (2) 保健所における公衆衛生医師確保について

保健所長については、地域保健法施行令により、医師であることが要件とされているが、医師の確保に最大限努力したにもかかわらず確保ができない場合には、最大 4 年以内の期間に限り、医師以外の者を保健所長とすることを例外的に認めており、この特例活用の考え方を「「地域保健法施行令第 4 条に定める保健所長の資格について」の運用等について」（平成 28 年 3 月 25 日付け健健発 0325 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）により示している。ただし、保健所長を医師以外の者とする場合には、当該保健所の常勤の公衆衛生医師を配置することは必須であるため御留意いただきたい。

また、地方公共団体における公衆衛生医師の確保を支援するため、「公衆衛生医師確保に向けた取組事例集」や「公衆衛生医師募集パンフレット」を作成し、都道府県等に配布する等の対応を行っている。各地方公共団体におかれては、自治体における就職説明会、広報等にこれらを活用し、引き続き積極的な公衆衛生医師の確保に向けた取組に努められたい。

公衆衛生医師確保に向けた取組においては、「自治体における公衆衛生医師の確保・育成に関するガイドライン」（平成 29 年度地域保健総合推進事業・全国保健所長会事業班）などを活用し、公衆衛生医師の職務に関する普及啓発や、

育成・確保のための行動計画の策定・評価を行うなど、積極的かつ効果的な取組により、公衆衛生医師の確保・育成に向けての努力を引き続きお願いする。

### **(3) 保健文化賞について**

保健文化賞(第一生命保険株式会社主催、厚生労働省後援・厚生労働大臣賞交付)は、保健衛生の向上に寄与することを目的として、昭和24年度に創設され、保健衛生と関連する福祉等の分野で優れた業績を挙げられた個人と団体を顕彰している。

令和3年度の応募期間は、令和3年2月1日(月)から4月15日(木)までとなっているので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、推薦するにふさわしい者及び団体がある場合は、その業績等を調査の上、推薦していただくようお願いする。

なお、候補者の選定においては、保健所及び市町村保健センターを通じ、地域に密着した地道で身近な活動や実際的な活動を把握するようお願いする。

### **(4) 厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)について**

食生活改善事業の普及向上等に功労のあった者と優良な地区組織について、食生活改善事業功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年春頃、各都道府県から候補者の推薦をお願いしている。

また、公衆衛生事業の進展を目的として、多年にわたり公衆衛生事業のために献身的活動を続け、その功績が特に顕著な方について、公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰を行っており、毎年夏頃、各都道府県からの候補者の推薦をお願いしている。

いずれの厚生労働大臣表彰も、受賞者と受賞団体等を始めとし、これらに携わる方々が、その後も引き続き活動を続けていく際の励みになるものと考えており、推薦するにふさわしい者(団体)がいる場合は推薦していただくようお願いする。

令和2年2月に実施を予定していた公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰については、新型コロナウイルス感染賞感染拡大防止の観点から、表彰式は中止する。

なお、令和3年度の厚生労働大臣表彰の実施に関する詳細については、別途お知らせすることとしている。